

公募型プロポーザルの実施に関する公表

公募型プロポーザルを実施しますので、次のとおり参加者を募集します。

令和7年4月17日

鴻巣市長 並木 正年

1 業務概要

(1) 業務名 第7次鴻巣市総合振興計画策定業務

(2) 業務内容

本市の最上位計画であり、行政運営の基礎となっている「第6次鴻巣市総合振興計画」が令和8年度に10年間の計画期間を終えることから、令和9年度を始期とする「第7次鴻巣市総合振興計画」の策定を行う必要がある。この策定に当たり、円滑に作業が進められるよう必要な支援等を行うことを目的として、業務委託を行うものである。

詳細は「別紙2：第7次鴻巣市総合振興計画策定業務 仕様書」のとおり

(3) 履行期間 契約の日から令和9年3月12日（金）

2 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 提案者に要求される資格要件

本企画提案に参加出来る者は、以下のすべての条件を満たすものとし、契約締結までに参加資格を有さなくなった場合には、その時点で参加資格を失うものとする。

なお、複数企業による共同参加は認めない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225条）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ④ 契約締結までの間に、鴻巣市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- ⑤ JISQ15001(Pマーク)を取得していること。
- ⑥ 本市の物品売買等登録業者名簿において、【業種が「催物、映画、広告、その他の業務」、大分類が「81.その他の業務」、小分類が「28.集計・調査、企画研究、計画策定業務」】の業種・営業品目にて登録されていること。
- ⑦ 本公募の開始日を基準日として、過去5年以内に自治体の長期的且つ総合的計画（総合振興計画等、基本計画を含む）の策定業務を元請として受注して履行完了した実績があること。
- ⑧ 本業務の総括責任者（管理技術者）として、総合振興計画策定業務を担当した実績を有する者を配置すること。また、照査技術者は、管理技術者を兼ねることはできないものとする。

- ⑨ 国税及び地方税を滞納していないこと
- ⑩ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人でないこと。

(2) 提案者を選定するための評価基準

物品売買等登録業者名簿の登録事項及び提出書類から、次の項目を評価し、提案書の提出者を8者選定する。

評価項目	評価の視点	指標
経営規模	経営規模は妥当であるか	資本金、売上高等
業務遂行能力	業務遂行体制は妥当か	企業の技術者数等
業務技術力	当該業務を遂行するために必要な知識及び経験を有しているか	同種又は類似業務の実績等
精通度	市の特殊事情を熟知しているか	市における過去の業務実績等
専任制	当該業務に専念できる時間が十分あるか	手持ち業務量等

(3) 提案書を採用するための評価基準

「別紙3：第7次鴻巣市総合振興計画策定業務におけるプロポーザル審査基準書」のとおり

(4) 提案書の内容が実施説明書に適合しない等による失格基準

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 上記2(1)に示す「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 見積額が提案上限額を超えている場合
- ④ 応募書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合
- ⑤ ヒアリング審査に参加しなかった場合
- ⑥ 選考の公平性を害する行為があった場合
- ⑦ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為が見られる等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

3 手続き等

「別紙1：第7次鴻巣市総合振興計画策定業務におけるプロポーザル実施説明書」のとおり

(1) 担当課 鴻巣市市長政策室総合政策課

(2) 実施説明書・仕様書等の配布期間、場所及び方法

- ① 配布期間 令和7年4月17日（木）～令和7年5月1日（木）まで
(但し直接配布は、土日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで)
- ② 配布方法 鴻巣市市長政策室総合政策課窓口又は鴻巣市ホームページ
<http://www.city.kounosu.saitama.jp/page/31579.html>

(3) 参加申込書の受領期限並びに提出場所及び方法

- ① 受領期限 令和7年4月17日(木)～令和7年5月7日(水) 正午まで
- ② 提出場所 鴻巣市市長政策室総合政策課まで
- ③ 提出方法 持参又は郵送(※郵送の場合は必着)

(4) 質疑及び回答の受付期間及び方法

- ① 質疑の受付期間 令和7年4月17日(木)～令和7年4月24日(木) 午後5時まで
- ② 質疑受付方法 電子メール(sogoseisaku@city.kounosu.saitama.jp)による。
(件名は『【会社名】鴻巣市総合振興計画策定業務(質問書)』)
鴻巣市市長政策室総合政策課まで
- ③ 質疑回答日 令和7年5月1日(木)
- ④ 質疑回答方法 質問事業者へ電子メールで回答のほか、鴻巣市ホームページに公開する。

(5) 提案者の選定

- ① 日 時 令和7年5月13日(火)までに通知
- ② 案内方法 郵送及び電子メールにて連絡

(6) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 令和7年5月14日(水)～令和7年6月4日(水)の土日を除く、
午前8時30分から午後5時15分まで
- ② 提出場所 鴻巣市市長政策室総合政策課まで
- ③ 提出方法 持参又は郵送(※郵送の場合は必着)

(7) 提案書の選定日(ヒアリング実施日)

- ① 日 時 令和7年6月9日(月)～6月12日(木)
- ② 場 所 鴻巣市役所内(詳細は提案者の選定時に連絡)
- ③ 選考結果通知 令和7年6月30日(月)に、郵送及び電子メールにて連絡
また、鴻巣市ホームページに公開する。

(8) 問合せ先

鴻巣市 市長政策室 総合政策課 企画担当
所在地：〒365-8601 鴻巣市中央1番1号
電話番号：048-541-1321(内線2236・2238)
ファックス：048-543-5480
E-mail：sogoseisaku@city.kounosu.saitama.jp

(9) その他

- ・企画提案に要する費用は参加者の負担とする。
- ・実施説明書、仕様書を熟読の上、参加すること。
- ・本市にて最終的に選考された優先交渉事業者においては、契約仕様について協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。